

第8回浦河町教育委員会会議（定例会）議案

日 時 令和2年7月28日(火)
午後3時00分より
場 所 大会議室

1 会議録署名委員指名の件

2 行政報告及び行事予定

別 紙

3 議 案

議案第18号 浦河町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件

議案第19号 浦河町教育委員会事務局職員の任免について

議案第20号 浦河町学校運営協議会委員の任命について

4 報 告

○ 浦河町ファミリースポーツセンター改修基本計画について

教育行政報告

自：令和2年6月25日

浦河町教育委員会

至：令和2年7月28日

月	日	事 項	
6	25	浦河高校支援推進委員会（於：浦河高等学校）	
	25~7/12	家でできる青少年体験活動事業「ボタンでカゴづくり」10名参加	
	26	浦河ポニー乗馬スポーツ少年団 ポニー寄贈贈呈式（於：乗馬公園）	
7	1	北海道第11地区教科用図書調査委員会（於：新冠町）	
	2	第1回図書館協議会（於：文化会館）	
	5	郷土博物館教育普及事業浦河地域学講座「海浜植物観察会」25名参加（於：日高幌別川河口海浜地帯）	
	6~18	家でできる青少年体験活動事業「スノードームづくり」10名参加 7/18 ライブ配信	
	7	第1回浦河町特別支援教育連携協議会（於：文化会館）	
	8	自治会長会議（於：文化会館）	
	9		管内学校における働き方改革推進会議（於：日高合同庁舎）
			第2回日高管内教育委員会教育長会議（於：日高合同庁舎）
	14	第1回浦河町小中高連携協議会（於：役場）	
	15	第1回社会教育委員会（於：文化会館）	
	16	就学説明会（於：文化会館）	
	18~19	博物館体験講座「まが玉づくり講座」10名参加（於：文化会館）	
	19	読書推進事業 朗読の時間～大人のための朗読会～25名参加（於：文化会館）	
	20	第1回浦河町学力向上推進委員会（於：役場）	
	21	第1回博物館協議会（於：文化会館）	
	22	町内校長会議（於：生涯学習センター）	
	27	第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会（於：日高合同庁舎）	
	28	浦河町議会（臨時会）	
	28~29	北海道第11地区教科用図書調査委員会（於：新冠町）	

行事予定

令和2年

7月

7月			
29	水		
30	木	町内教頭会	9:00 生涯学習センター
		青少年補導委員会	19:00 文化会館
31	金	館内展「内藤律子サレブレッド写真展2020私の写真歴 part2 &…」～8/30	10:00 図書館
		小中学校終業式：夏休み8月1日（土）～8月16日（日）	

令和2年

8月

8月			
1	土		
2	日	夏季町民乗馬大会	9:00 JRA日高育成牧場
3	月		
4	火		
5	水		
6	木		
7	金	第2回北海道第11地区教科用図書採択教育委員会協議会	10:00 新冠町
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		
12	水		
13	木		
14	金		
15	土		
16	日		
17	月	小中学校始業式	
18	火		
19	水	学校出張乗馬	9:30 浦河小学校
20	木		
21	金		
22	土	博物館体験講座「蹄鉄を使った時計づくり」～23日	13:30 乗馬公園
23	日	読書推進事業「朗読の時間 ～大人のための朗読会」	13:30 文化会館
24	月		
25	火	防災給食の日（町内各小中学校）	
26	水		
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		
31	月		

議案第18号

浦河町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定の件

浦河町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年3月26日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

浦河町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

浦河町教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号中「合宿誘致推進室 合宿誘致推進係」を削る。

第2条の表中社会教育課の部合宿誘致推進室の款を削る。

附 則

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

(説 明)

令和2年8月1日から町の事務分掌変更に伴う教育委員会の事務局組織の名称等の改廃を行うものです。

1. 第1条関係

- ・教育委員会部局の合宿誘致推進室・合宿誘致推進係の廃止
- ・分掌事務は町長部局・商工観光課へ

2. 第2条関係

- ・合宿誘致推進室・合宿誘致推進係の廃止

3. 施行期日

- ・令和2年8月1日

浦河町教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第2号）の一部を
改正する規則新旧対照表

改正案		現 行	
<p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）の規定により教育委員会の事務局に次の課、室及び係を置く。</p> <p>(1) 管理課 総務係 学校教育係</p> <p>(2) 社会教育課 社会教育係 文化振興係 会館管理係 スポーツ振興室 体育係 乗馬普及係</p> <p>2 教育委員会の所管に属する教育機関は、次のとおりとする。</p> <p>浦河町立図書館、浦河町立郷土博物館、浦河町学校給食センター</p> <p>第2条 係の分掌事務は、次のとおりとする。</p>		<p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）の規定により教育委員会の事務局に次の課、室及び係を置く。</p> <p>(1) 管理課 総務係 学校教育係</p> <p>(2) 社会教育課 社会教育係 文化振興係 会館管理係 スポーツ振興室 体育係 乗馬普及係 <u>合宿誘致推進室 合宿誘致推進係</u></p> <p>2 教育委員会の所管に属する教育機関は、次のとおりとする。</p> <p>浦河町立図書館、浦河町立郷土博物館、浦河町学校給食センター</p> <p>第2条 係の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	
課	室	係	分掌事務
管理課		総務係	1 教育委員会の会議に関する事。 2 事務局及び教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。 3 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び経理に関する事。 4 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関する事。 5 学校の設置管理及び廃止に関する事。 6 教育財産の取得管理及び処分に関する事。 7 教具、校具その他の設備の整備に関する事。 8 教育委員会規則の制定又は改廃に関する事。 9 教育の調査及び統計に関する事。 10 公印の管理及び公文書類の保管その他文書に関する事。 11 道教育委員会その他の教育委員会及び事務局の各係との連絡調整に関する事。 12 総合教育会議に関する事。 13 基幹集落センター堺町会館に関する事。 14 その他他の係に属さない事。
		学校教育係	1 学校の職員の任免その他の人事に関する事。 2 教科用図書の採択に関する事。 3 学校の組織、編制及び教育課程に関する事。 4 学校の職員並びに児童生徒の保健衛生、福利及び厚生に関する事。 5 学校給食に関する事。
管理課		総務係	1 教育委員会の会議に関する事。 2 事務局及び教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。 3 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算及び経理に関する事。 4 教育目的のための基本財産及び積立金の管理に関する事。 5 学校の設置管理及び廃止に関する事。 6 教育財産の取得管理及び処分に関する事。 7 教具、校具その他の設備の整備に関する事。 8 教育委員会規則の制定又は改廃に関する事。 9 教育の調査及び統計に関する事。 10 公印の管理及び公文書類の保管その他文書に関する事。 11 道教育委員会その他の教育委員会及び事務局の各係との連絡調整に関する事。 12 総合教育会議に関する事。 13 基幹集落センター堺町会館に関する事。 14 その他他の係に属さない事。
		学校教育係	1 学校の職員の任免その他の人事に関する事。 2 教科用図書の採択に関する事。 3 学校の組織、編制及び教育課程に関する事。 4 学校の職員並びに児童生徒の保健衛生、福利及び厚生に関する事。 5 学校給食に関する事。

改正案				現行			
			<ul style="list-style-type: none"> 6 児童生徒の就学に関する事。 7 学校図書館に関する事。 8 その他学校教育に関する事。 9 教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事。 10 校長、教頭及び教員の研修に関する事。 11 教科内容及びその他の取扱いに関する事。 12 学校教育関係機関及び団体との連絡調整に関する事。 				<ul style="list-style-type: none"> 6 児童生徒の就学に関する事。 7 学校図書館に関する事。 8 その他学校教育に関する事。 9 教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事。 10 校長、教頭及び教員の研修に関する事。 11 教科内容及びその他の取扱いに関する事。 12 学校教育関係機関及び団体との連絡調整に関する事。
社会教育課	社会教育係	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育計画の立案に関する事。 2 教室、講座等の学習機会の提供に関する事。 3 社会教育関係団体の指導と助言に関する事。 4 社会教育に係る指導者の育成及び研修に関する事。 5 学習情報の収集及び提供に関する事。 6 学習相談に関する事。 7 社会教育委員に関する事。 8 生涯学習に係る行政全体の連絡調整に関する事。1 9 生涯学習センターに関する事。 10 国際交流に関する事。 11 青少年問題についての総合施策の企画立案に関する事。 12 青少年の健全育成及び非行防止対策に関する事。 13 非行青少年の補導、相談、措置等に関する事。 14 関係団体との連絡調整に関する事。 15 青少年の調査及び統計に関する事。 16 勤労青少年ホームに関する事。 17 勤労者体育センターに関する事。 18 その他社会教育及び青少年に関する事。 	社会教育課	社会教育係	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育計画の立案に関する事。 2 教室、講座等の学習機会の提供に関する事。 3 社会教育関係団体の指導と助言に関する事。 4 社会教育に係る指導者の育成及び研修に関する事。 5 学習情報の収集及び提供に関する事。 6 学習相談に関する事。 7 社会教育委員に関する事。 8 生涯学習に係る行政全体の連絡調整に関する事。1 9 生涯学習センターに関する事。 10 国際交流に関する事。 11 青少年問題についての総合施策の企画立案に関する事。 12 青少年の健全育成及び非行防止対策に関する事。 13 非行青少年の補導、相談、措置等に関する事。 14 関係団体との連絡調整に関する事。 15 青少年の調査及び統計に関する事。 16 勤労青少年ホームに関する事。 17 勤労者体育センターに関する事。 18 その他社会教育及び青少年に関する事。 		
	文化振興係	<ul style="list-style-type: none"> 1 芸術・文化鑑賞事業、講演会及び展示会に関する事。 2 生活文化の振興に関する事。 3 文化団体の指導育成に関する事。 4 文化振興に関する情報の提供及び調査研究に関する事。 5 その他各種文化事業の推進に関する事。 		文化振興係	<ul style="list-style-type: none"> 1 芸術・文化鑑賞事業、講演会及び展示会に関する事。 2 生活文化の振興に関する事。 3 文化団体の指導育成に関する事。 4 文化振興に関する情報の提供及び調査研究に関する事。 5 その他各種文化事業の推進に関する事。 		
	会館管理係	<ul style="list-style-type: none"> 1 総合文化会館に関する事。 2 ふれあい会館に関する事。 		会館管理係	<ul style="list-style-type: none"> 1 総合文化会館に関する事。 2 ふれあい会館に関する事。 		
	スポーツ振興室	<ul style="list-style-type: none"> 1 体育、スポーツ及びレクリエーションの普及、振興に関する事。 2 体育施設の管理運営に関する事。 3 体育指導委員等に関する事。 4 体育団体に関する事。 5 体育の調査研究及び統計に関する事。 		スポーツ振興室	<ul style="list-style-type: none"> 1 体育、スポーツ及びレクリエーションの普及、振興に関する事。 2 体育施設の管理運営に関する事。 3 体育指導委員等に関する事。 4 体育団体に関する事。 5 体育の調査研究及び統計に関する事。 		

改正案				現 行			
			6 体育関係諸行事及び研修会等に関する こと。 7 スポーツ傷害保険に関する こと。 8 体力づくり運動に関する こと。 9 その他社会体育に関する こと。				6 体育関係諸行事及び研修会等に関する こと。 7 スポーツ傷害保険に関する こと。 8 体力づくり運動に関する こと。 9 その他社会体育に関する こと。
	乗馬普 及係	1 乗馬の普及に関する こと。 2 乗馬技術習得のための 研修に関する こと。 3 乗馬関係団体の育成 助長に関する こと。 4 町有馬の飼育管理に 関する こと。 5 乗馬公園の管理、運 営に 関する こと。			乗馬普 及係	1 乗馬の普及に関する こと。 2 乗馬技術習得のため の研修に 関する こと。 3 乗馬関係団体の育 成助長に 関する こと。 4 町有馬の飼育管理 に 関する こと。 5 乗馬公園の管理、 運営に 関する こと。	
				合宿誘 致推進 室	合宿誘 致推進 係	1 文化・スポーツ合宿 の誘致に 関する こと。 2 その他文化・スポ ーツ合宿 に 関する こと。	

議案第19号

浦河町教育委員会事務局職員の任免について

令和2年7月31日付及び令和2年8月1日付浦河町教育委員会事務局職員の
任免を求めます。

令和2年7月28日提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩嗣

議案第20号

浦河町学校運営協議会委員の任命について

浦河町学校運営協議会規則（令和2年浦河町教育委員会規則第2号）第8条第1項の規定に基づき浦河町学校運営協議会委員に下記の者を任命するものとする。

令和2年7月28日 提出

浦河町教育委員会教育長 浅野 浩 嗣

報 告

浦河町ファミリースポーツセンター改修基本計画について

1 委託契約

(1) 公募型プロポーザル（2社参加）

(2) 契約内容

契約日 令和2年7月7日

委託期間 令和2年7月8日から令和3年3月19日まで

委託料 4,950,000円

委託者 株式会社ドーコン

札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号

2 業務の進め方

	役場庁舎内検討チーム	厚生文教常任委員会	改修検討協議会	パブリックコメント
7月				
8月				
9月				
10月	検討開始			
11月	↓			
12月		提案	提案	
1月				意見募集
2月	最終調整	報告	報告	↓
3月				

3 大規模改修に係るスケジュール（予定）

令和2年度

改修基本計画策定業務委託

令和3年度

基本設計業務委託

令和4年度

実施設計業務委託

令和5年度～令和6年度

工事着手 [予算（概算）12～13億円]

令和7年度

供用開始